

仲裁判断

日本スポーツ仲裁機構
JSAA-DP-2008-002

申立人 財団法人日本アンチ・ドーピング機構

申立人代理人 弁護士 辻居 幸一

弁護士 水沼 淳

弁護士 奥村 直樹

A

B

C

被申立人 Y

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、次のとおり判断する。

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立料金 5 万円は申立人の負担とする。

理 由

第1 当事者の求めた仲裁判断

申立人は、次のとおりの仲裁判断を求める申立てをした（申立人の請求）。

- 1 日本ドーピング防止規律パネルが 2008 - 004 号事件について 2008 年 10 月 29 日にした決定のうち、「本規程 10.3 条及び本規程 10.8.1 条に従い、本決定の日から 1 年間の資格停止とする。」との部分を取り消す。
- 2 日本ドーピング防止規律 10.2 条に従い、申立人を平成 20 年 10 月 29 日から 2 年間の資格停止とする。
- 3 仲裁費用は被申立人の負担とする。

第2 手続の経過

- 1 日本ドーピング防止規律パネル（以下「規律パネル」ともいう。）は、2008-004 事件について、2008 年 10 月 29 日、日本ドーピング防止規律パネル決定（以下「原決定」という。）をした。原決定の内容は、別紙「日本ドーピング防止規律パネル決定」のとおりであり、そのうち、競技者氏名、競技種目、決定（主文）は次のとおりである。

競技者氏名 Y（本件仲裁被申立人）

競技種目 自転車競技

決定

- 日本ドーピング防止規律（以下「本規程」という。）2.1 条の違反が認められる。
 - 本規程 10.1.1 条に従い、競技大会（第 64 回全日本大学対抗選手権自転車競技大会）の各競技結果はいずれも失効する。
 - 本規程 10.3 条及び本規程 10.8.1 条に従い、本決定の日から 1 年間の資格停止とする。
- 2 被申立人は、2008 年 11 月 12 日、日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）に、申立人を相手方として、本規程 13.2.2 条に基づいて、原決定の取消しを求めて仲裁申立てをし、仲裁機構は、同日これを受理した。これが、JSAA-DP-2008-001 号ドーピング仲裁事案（以下「001 号事案」という。）である。

なお、仲裁機構「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」（以下「本規則」という。）4条により、本規程に基づく不服申立てについては、本規則に基づく仲裁に必要な仲裁合意が存在しているものとみなされる。

3 その後、001号事案について、被申立人（001号事案の申立人）は仲裁人として山本隆司を、申立人（001号事案の被申立人）は仲裁人として濱本正太郎をそれぞれ選定し、その両仲裁人は就任を承諾した上、第三の仲裁人として笠井正俊を選定し、同仲裁人は就任を承諾した。これによって、2008年12月3日、001号事案についてスポーツ仲裁パネルが構成された。

4 ところで、申立人は、001号事案について、平成20年11月25日付け答弁書を提出し、仲裁機構は、同日、この答弁書を受領した。この答弁書の「第1 請求の趣旨に対する答弁」の項には、次の記載がされていた（001号事案についてのものであるので、本件（JSAA-DP-2008-002号事案）の被申立人が「申立人」と表示されている）。

「（主位的答弁）

1 日本ドーピング防止規律パネルが2008-004号事件について平成20年10月29日になした決定のうち、「本規程10.3条及び本規程10.8.1条に従い、本決定の日から1年間の資格停止とする。」との部分を取り消す。

2 日本ドーピング防止規程10.2条に従い、申立人を平成20年10月29日から2年間の資格停止とする。

3 仲裁費用は申立人の負担とする。
との仲裁を求める。

（予備的答弁）

1 申立人の請求を棄却する
2 仲裁費用は申立人の負担とする
との仲裁を求める。」

5 001号事案のスポーツ仲裁パネルは、この答弁書に記載された「主位的答弁」について、原決定に対する申立人の不服申立てであるから、申立人による被申立人を相手方とする本規程13.2.2条に基づく仲裁機構への仲裁申立てに当たると認識し、申立人は申立料金5万円を支払わなければならぬこと、2008年12月17日までにその支払をしない場合には、申立人の「主位的答弁」に係る仲裁申立てはされなかつものとみなすこと、「主位的答弁」の記載された答弁書は原決定から14日を経過した後に仲裁機構に到達したから、本規則15条ただし書に定める特別の事情がある場合を除いて仲裁事案の対象とはならないこと、申立人が特別の事情に関する主張をしようとする場合には書面により2008年12月17日までに提出するよう求めることを内容とする決定を2008年12月10日にした。

6 申立人は、同月11日、上記5の決定に従い、申立料金5万円を仲裁機構に納付した。

7 仲裁機構は、申立人がこの答弁書に記載した「主位的答弁」をもって同月11日に仲裁申立てをしたものと取り扱い、これを同月12日に受理し、この申立てに係る事案を、以後「JSAA-DP-2008-002号仲裁事案」と称することとした（以下「002号事案」ともいう。この002号事案についての仲裁判断が本仲裁判断である）。そして、仲裁機構は、同日、本規則42条1項に基づき001号事案と002号事案とを一つの手続に併合することを決定し、その結果、本規則42条2項、41条3項により、001号事案についてのスポーツ仲裁パネルが002号事案についてもスポーツ仲裁パネルとして事件を担当することとなった。

8 申立人は、002号事案の申立ての要件適合性に関し、平成20年12月11日付け準

備書面（1）を提出するとともに、乙第17号、18号、19号各証を提出した。

9 本スポーツ仲裁パネルは、002号事案について、手続が仲裁判断に熟すると認め、2009年1月16日、本規則46条1項後段の定めに従い、「本スポーツ仲裁パネルは、同月23日に、審問期日外に、002号事案の手続を001号事案の手続と分離した上、本規則46条1項に基づき、002号事案の審理の終結を決定する予定である。」旨予告した。その予告においては、手續が仲裁判断に熟すると認める理由について、「本スポーツ仲裁パネルは、002号事案の仲裁申立てが、本規程13.5.1条及び本規則15条本文の定める不服申立期間の満了後にされたものであり、本規程及び本規則所定の申立要件を満たすとは認められないので、現時点では、これを却下すべきものと判断している。」旨を示した。

10 申立人は、同月21日、002号事案の申立ての要件適合性に関し、平成21年1月21日付け準備書面（3）を提出了。

11 本スポーツ仲裁パネルは、002号事案について、手續が仲裁判断に熟すると認められることから、前記9のように予告したとおり、2009年1月23日、審問期日外に、002号事案の手続を001号事案の手続と分離した上、本規則46条1項に基づき、002号事案の審理の終結を決定した。

本スポーツ仲裁パネルは、この審理終結にあたり、本規則48条2項に基づき、仲裁判断をする期日を2009年1月26日とする旨当事者に告知した。

なお、前記5、9のとおり、本件で申立人は002号事案の申立ての要件適合性に関する主張及び立証の機会を与えられている。そして、本件事案の内容並びに申立人の主張及び立証の結果によると、以下説示するように、本件申立ての要件適合性について仲裁判断をするためには、本規程及び本規則を解釈した上で、当事者が書面で提出した主張と書証を資料として認定及び判断をすることで足りる。そこで、本スポーツ仲裁パネルは、審問期日を開く必要がないと判断したものである。

第3 事案の概要

1 本件仲裁申立ての概要

本件は、第2・1掲記の原決定に対して、被申立人が第2・2のように仲裁申立てしたこと（001号事案）を受けて、申立人が、第2・4から7までのとおり、被申立人につき、原決定の1年間よりも長い2年間の資格停止とするよう求めて、本規程13.2.2条及び本規則15条、16条に基づいて仲裁申立てをしたものである。

原決定は、2008年8月31日に長野県大町市で開催された第64回全日本大学対抗選手権自転車競技会大会当日のドーピング検査において競技者（被申立人）から検出された物質「サルブタモール」が、世界ドーピング機構（WADA）の世界ドーピング防止規程2008年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S3. ベータ2作用薬」であり、本規程2.1条に定める「禁止物質」に該当し、略式の治療目的使用に係る除外措置（TUE）の取得はされていないので、競技者（被申立人）について本規程2.1条の違反が認められるとしつつ、その検出量は1000ng/ml未満であり、吸入使用による1000ng/ml未満のサルブタモールの検出であれば禁止表における「IV. 特定物質」に当たるとした上で、サルブタモール吸入薬に起因する旨の被申立人の主張を挙げるなどして、本規程10.3条（競技力の向上を目的としない特定物質の使用の場合の資格停止期間）を適用して、1回目の違反として、被申立人につき、決定の日から1年間の資格停止としたものである。

これに対して、申立人は、本件仲裁申立てにおいて、競技者（被申立人）から競技会検査で検出された「サルブタモール」は、「ベネトリン」の服用によるものであるか

